

マイズタイム ライフ 194

発行：文化市民局 市民生活部 市民総合相談課



本誌に関するお問い合わせは
075(256)1110

2007. 秋号

194号 目次

- 2 ページ ● 特集 5月14日 製品事故情報の報告、公表制度が始まりました
- 4 ページ ● 暮らしの経済 暮らしの中の金融商品
- 5 ページ ● すぐに使えるちえぶくろ 製品事故が起こったら…
- 6 ページ ● 消費生活相談の小窓 高齢者を狙った悪質商法
- 8 ページ ● トピックス 暮らしの達人～川柳・五七五 標語大募集～

市民の消費生活を がっちりガード

■ 市民の皆様の安心・安全のための取組 ■

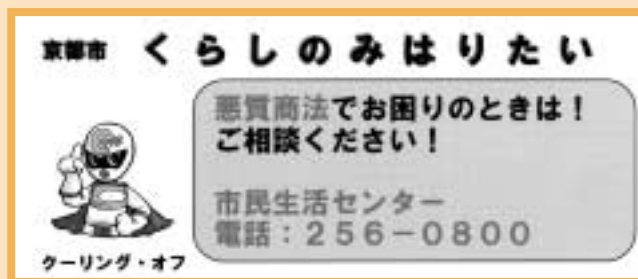
「京都市 暮らしのみほりたい」募集

「暮らしのみほりたい」は、悪質業者からの被害割合が高い高齢者等を消費者トラブルから未然に守り、被害拡大を防止するための取組です。

「暮らしのみほりたい」は、地域の高齢者等への日頃の生活の中での「目配り」、「気配り」、「声かけ」により、消費生活被害で困っている方に市民生活センターへの相談を勧めていただきます。

19年度から22年度までの4年間で3,000人（約700人/年）の登録を目標としています。

対象者：京都市内在住もしくは京都市内へ通勤、通学する20歳以上の方
登録者には、「暮らしのみほりたい」ステッカーを交付致します。



京都市「暮らしのみほりたい」は消費生活講座「暮らしのなっとくゼミナール」や出前講座等で募集しています。

●お問い合わせは、市民総合相談課へ。
[電話：256-1110]

5月14日

製品事故情報の報告、公表制度が始まりました

消費生活用製品安全法の改正 製品事故を防止して、安心・安全な生活を

消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命、身体に対する危害の発生防止などを目的として、1974年に施行されました。

近年相次いで発生しているガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒死傷事故や家庭用シュレッダーによる幼児手指切断事故など、重大製品事故の再発を防止するため、同法が改正され、今年の5月14日から施行されています。

重大製品事故が発生したときの流れ

重大製品事故発生

メーカー・輸入業者の事故報告

死亡、重傷、火災などの重大製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は、国に事故を報告し、国は情報を的確に把握します。

国(経済産業省)による公表

重大製品事故の再発を防止するために、国は、収集した事故情報を分析し、その結果を広く国民に公表します。

国(経済産業省)による命令

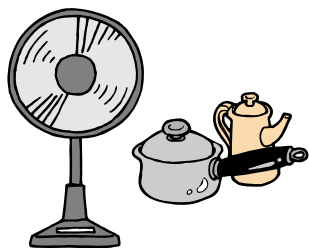
国は、メーカーや輸入業者に対して、安全でない製品の製造や輸入を禁止したり回収するよう命令します。

事業者の事故報告義務

メーカーや輸入業者は「重大製品事故」が発生した場合、事故の概要や製品の名称、販売数などを国(経済産業省)に届けなければなりません。

報告期限は事故発生を知ってから10日以内となっています。報告を怠ったり、虚偽報告が判明した場合は、メーカーや輸入業者に対して事故情報を収集、管理および提供するために必要な社内の体制を整備するよう「体制整備命令」が出され、従わないと1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

「消費生活用製品」とは？



消費生活用製品安全法において、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」と定義されています。医薬品や化粧品、医療機器、自動車など個別の法令で規制されているものは除かれますが、それ以外のホームセンター等で容易に購入でき、一般家庭で広く使用されている身の回り製品全般です。

製品事故とは？



消費生活用製品安全法において、「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち

- ①一般消費者の生命または身体に対する危害が発生した事故
 - ②消費生活用製品が滅失し、または、き損した事故で、一般消費者の生命または身体に対する危害が発生するおそれのあるもののいずれかで、消費生活用製品の欠陥によって生じたものをいいます。
- したがって、使用上の不注意などで生じた事故については、この法律における製品事故には該当しません。

重大製品事故とは？



- ①一般消費者の生命または身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。
 - 死亡事故
 - 重傷病事故(治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病)、後遺障害事故
 - 一酸化炭素中毒事故
- ②消費生活用製品が滅失し、または、き損した事故であって、一般消費者の生命または身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。
 - 火災(消防が火災として確認したもの)

事故情報を知るには・・・

国(経済産業省)に報告された重大製品事故に関する情報を消費者がタイムリーに入手できるよう、常に最新の重大製品事故情報を経済産業省のウェブサイトから発信しています。

▶ **経済産業省ホームページ** <http://www.meti.go.jp/>

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)のウェブサイトにおいても、製品事故やリコールに関する最新情報が掲載されています。

▶ **独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)ホームページ** <http://www.nite.go.jp/>

くらしの中の金融商品

京都大学名誉教授
野村 秀和

出資トラブルの急増

国民生活センターによれば、出資トラブルの相談件数が高齢者を中心に再び増え始めたとして、「怪しい出資話には決して手を出さないで」（『日経』2007.6.27.夕刊）と呼びかけています。この背景には、低金利のため貯蓄の魅力が少なくなり、リスクを承知の多様な資産運用が、ハイリターン・ハイリスクを承知で広がっている現状があります。

新しい金融商品

多様なデリバティブ（金融派生商品）取引のほか、集団投資スキーム持分などが登場してきました。例えば、不動産ファンド、商品ファンドなどですが、これは、不動産や商品の現物取引ではありません。不動産や商品への投資が生み出す信託受益権の取引なのです。それが、中国などの海外不動産事業や情報関連への投資といったもっともらしい投資取引として勧誘されるため、専門的知識を有する管理職経験者の方々もターゲットとなっているのです。

金融商品販売法

長寿化の中で、保有資産の多様化は、リスク分散のためにも不可欠です。情報格差の中で、金融商品取引へ流れた利用者（消費者ではない）保護を規定する金融商品販売法が注目されることになってきたのです。高収益の投資は、常に、元本割れのリスクがあります。そのリスクの可能性を説明しなかったり、断定的に高配当が約束できると告げた場合、金融商品販売業者に損害賠償責任を取らせることになったのです。

消費者保護の時代は過ぎ去り、金融商品販売業者（銀行を含む）の情報開示の適否が問われることになってきたのですが、それは同時に、利用者側の自己責任と知見の向上を求めることになるのです。





ご存知ですか？

製品事故が起こったら…

事故発生！

相談者

ホットプレートを使用後、フタを水洗いして拭いていたところ、破裂してガラスが飛び散りました。購入した商品か、もらったものなのか、いつから使っていたのかも覚えていません。ずいぶん前から持っている商品で、たまにしか使用していませんでした。幸いにもケガはありませんでしたが、同じ様なことが多く発生してはいけないと思い、市民生活センターへ破損した商品を持ち込み、相談しました。



相談結果

センター相談員

センターから業者に連絡したところ、代替品を相談者に送付することで業者と相談者が合意しました。

業者が原因を調べたところ、フタは輸入品であり、出荷にあたっては社内試験も行っており、今まで大量に販売していますが、今回のような事例はないとのことでした。

またセンターから業者に対し、強化ガラスの取扱表示方法について検討すること、経済産業省所管の公的検査機関に「重大製品事故」でない製品事故情報として通知するよう求めました。



今回の教訓

●長期間使用する器具などは、箱や保証書などを紛失していることが多いですが、今回は業者がわかったことや、破損した器具をそのままセンターに持ち込んだことが、その後の処置にも大きく影響しました。

▶▶ 事故が起きたら！

事故が起きたときには、「重大製品事故」（3ページ参照）については、経済産業省に報告することがメーカーに義務付けられました。したがって、必ずメーカーに連絡し、報告させる必要があります。メーカーの連絡先がわからない、その他お困りの場合には、市民生活センターにご相談ください。



なお、事故に伴い、火災が発生したときには、消防法上、消防署への通報義務があります。

「重大製品事故」でない製品事故についても、メーカー、公的な検査機関、業者団体等に情報を集中して、再発防止に活かすことが大切です。

なお、検査機関等はいろいろな団体があります。どこに申し出ればいいのかわからない場合や事故により被害を受けている場合は、市民生活センターにご相談ください。

いずれにしても、事故が起きた商品等については、検査が必要となりますので、適切に保管しておいてください。

高齢者を狙った悪質商法

健康で長生きしたい。高齢者なら誰でも思うことです。

しかし現実には、「膝の関節や腰が痛くて歩きにくい。」「この家で死ぬまで暮らせるのだろうか。」といった悩みや不安を持ちながら日々暮らしておられます。

悪質な業者は、そんな高齢者につけこんで親切そうに忍びよってきます。そして悪質な被害に遭ってしまうのです。



悪質な被害事例1



突然健康食品の勧誘の電話がかかって来た。「血液が浄化されサラサラになる」と言う。いつも電話勧誘は断っているが、普段から中性脂肪やコレステロールの数値を気にしていたので、「月1万円なら払えるか」と聞かれ、「ハイ」と答えてしまった。早口で会社名を言うので聞き取れなかった。いくらの商品を購入したのかわからない。送ってきたらどうしたら良いか。

悪質業者の手口

商品の効能効果を誇大にうたって販売することは薬事法で禁止されていますが、販売時や体験談で、「難病も治る」というような宣伝文句を使う業者がいます。

例えば、「がん・糖尿病・肝臓病などの万病に効く。」「これを飲んでから足・腰・膝の痛みがなくなった。」「脳梗塞や心筋梗塞、コレステロールの上昇を防いで、血液がサラサラになる。」「飲めば飲むほど若返る。」など、高齢者の願望を健康食品がすべてかなえるかのように言うのです。

また、電位治療器、磁気布団、磁気マットレス、ゲルマニウムやトルマリンネックレス、ブレスレットなどの健康機器・健康器具でも同様の被害が多発しています。

勧誘方法も電話での勧誘や訪問販売、チラシ広告を見て行った会場で・・・とさまざまです。

対処方法

相談事例のような場合、法律に基づいた契約がなされていないため、契約は成立していません。もし、商品が送られてきたとしても、契約の意思がないことを通知して、着払いで返送するようにしてください。電話での勧誘のクーリング・オフは、書面が届いた日から8日は無条件解除ができます。

また業者が、後日訪問してくる場合もあります。不必要なものは、はっきり断ることです。

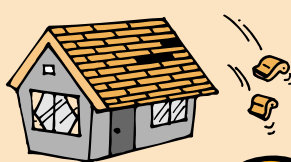


注意しましょう

健康食品は、医薬品ではありません。病気の治療などに使用出来るものではありません。大量に食べることで健康になれるというものでもありません。とりすぎることで逆効果になることもあり、過信することで医師に診せるのが遅れ、病気が悪化することもあります。持病のある方は、医師に相談することをお勧めします。また、加工食品ですから、「消費期限」、「賞味期限」があります。多量購入は、期限切れになり無駄になります。

悪質な 被害事例2

「点検商法」 「つぎつぎ販売」



点検にきました。
サービスです。



10年ほど前に屋根瓦の工事をした会社だという業者が訪問してきた。

「雨どいの清掃と屋根瓦の点検をサービスでしています。」というので、点検をしてもらうことにした。業者は、屋根に上がり撮った写真を見せながら、「トタン屋根が破れている。軒下も腐っている。すぐに工事しないと少しの地震でも崩れて危険である。修理が必要だ。」と言う。不安になり、業者と契約をし、すぐに修理してもらうことにした。工事費用は18万円だといわれ、工事完了後に現金で支払いをした。

夕方、息子が帰宅し、屋根瓦の修理をしたと話したところ、息子は不審に思い、近所の別の業者に確認した。その後、不必要な工事だったことがわかり、工事費用も高額だとわかった。

悪質業者の手口



悪質業者は、「無料点検」、「雨どいの清掃サービス」などと言って、本来の目的は、住宅リフォームの勧誘だということを隠して近づいてきます。そして、「すぐに工事しないと危険だ。」と脅して、不安をあおり、工事をすぐにするように、契約を急がせます。

一度契約をしてしまうと床下・トイレなどのリフォーム、外壁工事、白アリ駆除、浴室の水漏れ工事・・・と手を変え、品を変え、次々と契約をさせられます。

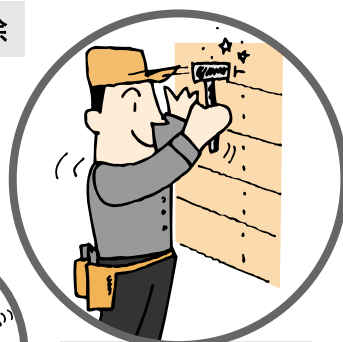
「カモ」にされないように気をつけましょう。



白アリ駆除



水漏れ工事



外壁リフォーム

対処方法

契約を急がせる業者は危険です。まずは、その場で契約せずに、本当に工事が必要かどうか、ご家族や地元の工務店などに相談しましょう。高額な工事では、数社の見積もりを取り、十分比較したうえで、信用のおける業者と契約をしましょう。

悪質商法でお困りのときは、市民生活センターにご相談ください。

..... 256-0800

くらしの達人 ◆◆◆ 川柳・五七五標語 大募集 ◆◆◆

一般の部(消費者川柳)

1 お題

- ①自由部門：テーマ自由 ②課題部門：悪質商法
※1人1部門につき2点まで
※作品づくりのきっかけや、作品に込めた思いなどのコメントを必ず添えてください。

2 応募資格

京都市内に在住又は通勤・通学をしておられる高校生以上の方

3 表彰の種類

- 京都市長賞：1点（副賞 5千円分の図書カード）
- 審査委員長賞：各部門ごとに1点程度（副賞 3千円分の図書カード）
- 佳作：1点（副賞 千円分の図書カード）

4 応募締切 10月31日（水）必着

5 応募方法

ハガキまたはA4判の紙（書式任意）に、①一般の部か子どもの部かの別、②選択したテーマ番号、③標語とコメント、④郵便番号、⑤住所、⑥氏名（ふりがな）、⑦年齢又は学年、⑧電話番号、⑨児童、生徒又は学生の方は所属学校名と学年を明記し、市民生活センターへ郵送、FAXまたは持参してください。ホームページからも応募できます。

6 その他

入賞者の標語は、作品集として冊子にして発行します。作品集には、お名前、一般の部に応募の方は年齢、子どもの部に応募の方は学校名・学年を掲載します。
また、標語は、市民総合相談課で発行するパンフレットや生活情報誌「マイシティライフ」などで、キャッチフレーズとして使用する予定です。
◆平成18年度「くらしの達人」入選作品…京都市長賞 子どもの部(小学生)『一日のリズムをつくる 朝ごはん』岩根彩乃(椋原小)

子どもの部(五七五標語)

1 テーマ

- ①エコ生活のすすめ、もったいない ②ケイタイとわたしたち
③食べること
※1人2点まで（テーマの選択・組合せは自由です。）
※標語ができたときのような、標語に込めた気持ち、そのテーマについてふだん考えていることなどのコメントを必ず添えてください。

2 応募資格

京都市内に在住又は通学をしておられる小学生・中学生の方

3 表彰の種類

- 京都市長賞：小学生・中学生各1点（副賞 3千円分の図書カード）
- 審査委員長賞：小学生・中学生各5点程度（副賞 千円分の図書カード）
- 奨励賞：相当数（副賞 500円分の図書カード）

4 応募締切 10月15日（月）必着

市民生活センター 相談のご案内

消費生活相談

（訪問販売やキャッチセールスなどで困ったときなど）

いずれの相談も
無料です。
お気軽にご相談
ください。

TEL 256-0800

月～金 午前9時～正午
午後1時～4時

市民生活に関する相談
（市政に関する問合せなど）

TEL 256-2007

月～金

午前9時～正午
午後1時～5時

交通事故相談
（示談の方法・賠償額の算定など）

TEL 256-2140

法律相談（弁護士による相談。面談のみ）

TEL 256-2007

月～金

午後1時30分～4時

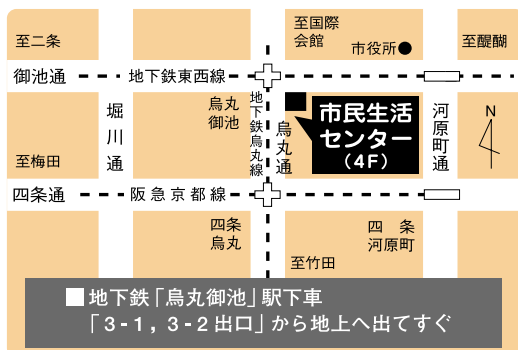
先着順15名

当日午前9時から整理券配布
水曜日のみ予約制（電話可）

第2・4水

午後6時～8時

予約制12名
（電話可）



消費者対象の教室、出前講座などの事業や、センター等のご案内

TEL 256-1110

FAX 256-0801

住所

〒604-8186 中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

休所日

土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

週末の緊急時の消費生活相談は



257-9002へ

※電話相談のみ 受付：土・日（年末年始除く）午前10時～午後4時

回覧

してください